

29環総政360号
平成29年7月31日

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階 環境影響評価書案（馬事公苑（その2））審査意見書

「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価書案（馬事公苑（その2））」（以下「評価書案」という。）について審査した結果、「東京2020オリンピック・パラリンピック環境アセスメント指針（実施段階環境アセスメント及びフォローアップ編）」（25環都環第505号局長決定）に規定する意見は、下記のとおりである。

東京都環境局長
遠藤雅彦

記

第1 対象事業等

1 実施者の名称及び所在地

名称：東京都

代表者：東京都知事 小池 百合子

所在地：東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

2 対象事業の名称

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会
実施段階環境影響評価書案（馬事公苑（その2））

3 対象事業の所在地

東京都世田谷区上用賀一丁目

東京都世田谷区上用賀二丁目

第2 意見

評価書案は、おおむね「東京2020オリンピック・パラリンピック環境アセスメント指針（実施段階環境アセスメント及びフォローアップ編）」に従って作成されたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、次に指摘する事項について留意し、その記載内容が充実するとともに一層理解しやすいものとなるよう努めるべきである。

【主要環境(土壌)】

(土壌)

施設の稼働に伴い診療所等の施設が引き続き設置されることから、環境保全措置を徹底し、新たな土壌汚染や地下水汚染を引き起こさないよう努めること。

【アメニティ・文化(歩行者空間の快適性)】

(歩行者空間の快適性)

暑さ対策について可能な限りの配慮を行う計画としていることから、施設管理者、道路管理者等と十分に連携を図り、緑陰を確保するなど、より一層の暑さ対策に努めること。

【資源・廃棄物(水利用、廃棄物)】

(水利用)

馬場散水には井水を上水と併用して利用する計画としていることから、散水量全体に対する井水の割合を明らかにすること。

(廃棄物)

従前の施設で産業廃棄物が発生していることから、当該施設での発生状況について明らかにすること。また、産業廃棄物が発生する場合には、適切な環境保全措置を講じること。

【温室効果ガス(温室効果ガス、エネルギー)】

(温室効果ガス、エネルギー 共通)

- ① 「東京都建築物環境計画書制度」におけるエネルギーの使用の合理化に関する方針が不明確なため、これを明らかにすること。
- ② 再生可能エネルギーの導入の可能性について検討するとともに、電気使用量削減の方策として高効率機器の採用や個別分散方式の採用等を行う計画としていることから、このことについて具体的に記述すること。